

○ 日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第1 (略)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第2 多面的機能支払交付金（以下「多面交付金」という。）、中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間交付金」という。）及び環境保全型農業直接支払交付金（以下「環境交付金」という。）が広く国民の理解を得て、農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を確保していくという各交付金の目的を達成するためには、①各交付金が効率的に推進されること、②国と地方公共団体が緊密な連携の下に行われること、③中立的な第三者機関による実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、これに基づき効果的に事業を実施していくこと等が重要である。 <u>交付金</u>は、このような観点から、多面交付金、中山間交付金及び環境交付金の適正かつ円滑な実施を促進することを目的とするものである。</p> <p>(交付の対象及び交付率)</p> <p>第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県が行う次の各号に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。</p> <p>(1) 別紙1に定める<u>多面交付金</u>に係る推進事業</p> <p>(2) 別紙2に定める<u>中山間交付金</u>に係る推進事業</p> <p>(3) 別紙3に定める<u>環境交付金</u>に係る推進事業</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>(事業の実施)</p> <p>第5 第3第1項各号に掲げる推進事業は、都道府県、市町村及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面交付金実施要綱」という。）別紙4に定める推進組織（以下「推進組織」という。）が実施する<u>（以下都道府県が実施する推進事業を「都道府県推進事業」、市町村が実施する推進事業を「市町村推進事業」、推進組織が実施する推進事業を「推進組織推進事業」という。）</u>。</p> <p>2 都道府県推進事業</p> <p>都道府県知事は、都道府県推進事業を実施しようとするときは、農産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより、日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画を作成し、北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長に提出するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国の助成措置)</p> <p>第6 国は、毎年度、予算の範囲内において、第3第1項各号に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、都道府県知事に対し<u>交付金</u>を交付する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、<u>その他の都府県にあっては地方農政局長</u>をいう。以下同</p>	<p>第1 (略)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第2 多面的機能支払交付金（以下「多面交付金」という。）、中山間地域等直接支払交付金（以下「中山間交付金」という。）及び環境保全型農業直接支払交付金（以下「環境交付金」という。）が広く国民の理解を得て、農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を確保していくという各交付金の目的を達成するためには、①各交付金が効率的に推進されること、②国と地方公共団体が緊密な連携の下に行われること、③中立的な第三者機関による実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、これに基づき効果的に事業を実施していくこと等が重要である。 <u>日本型直接支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）</u>は、このような観点から、多面交付金、中山間交付金及び環境交付金の適正かつ円滑な実施を促進することを目的とするものである。</p> <p>(交付の対象及び交付率)</p> <p>第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県が行う次の各号に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。</p> <p>(1) 別紙1に定める<u>多面的機能支払交付金</u>に係る推進事業</p> <p>(2) 別紙2に定める<u>中山間地域等直接支払交付金</u>に係る推進事業</p> <p>(3) 別紙3に定める<u>環境保全型農業直接支払交付金</u>に係る推進事業</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>(事業の実施)</p> <p>第5 第3第1項各号に掲げる推進事業は、都道府県、市町村及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面交付金実施要綱」という。）別紙4に定める推進組織（以下「推進組織」という。）が実施する<u>（以下、都道府県が実施する推進事業を「都道府県推進事業」、市町村が実施する推進事業を「市町村推進事業」、推進組織が実施する推進事業を「推進組織推進事業」という。）</u>。</p> <p>2 都道府県推進事業</p> <p>都道府県知事は、都道府県推進事業を実施しようとするときは、農産局長及び農村振興局長が別に定めるところにより、日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画を作成し、<u>地方農政局長等</u>（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。<u>以下同じ。</u>）に提出するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(国の助成措置)</p> <p>第6 国は、毎年度、予算の範囲内において、第3第1項各号に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、都道府県知事に対し<u>推進交付金</u>を交付する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p>

<p>じ。)に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8～第11 (略)</p> <p>(計画変更、中止又は廃止の承認)</p> <p>第12 (略)</p> <p>2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、<u>交付金額</u>の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第13 (略)</p> <p>(概算払の請求)</p> <p>第14 都道府県知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第3号の概算払請求書を官署支出官(農林水産省にあつては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。<u>以下同じ。</u>)に提出するものとする。</p> <p>なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業遅延の届出)</p> <p>第15 都道府県知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、<u>又は</u>交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(状況報告)</p> <p>第16 都道府県知事は、交付事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、<u>第14第1項の規定による概算払の請求をした場合は、別記様式第3号に定める概算払請求書をもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとし、この場合においては、別記様式第3号は地方農政局長等及び官署支出官に提出することとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第17・第18 (略)</p> <p>(額の再確定)</p> <p>第19 都道府県知事は、第18第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の<u>交付金</u>に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第17第1項に準じて提出するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第20～第25 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第8～第11 (略)</p> <p>(計画変更、中止又は廃止の承認)</p> <p>第12 (略)</p> <p>2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、<u>補助金額</u>の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第13 (略)</p> <p>(概算払の請求)</p> <p>第14 都道府県知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第3号の概算払請求書を<u>地方農政局長等及び</u>官署支出官(農林水産省にあつては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。<u>)</u>に提出するものとする。</p> <p>なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事業遅延の届出)</p> <p>第15 都道府県知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、<u>又は</u>交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(状況報告)</p> <p>第16 都道府県知事は、交付事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号に定める概算払請求書を<u>提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告</u>に代えることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第17・第18 (略)</p> <p>(額の再確定)</p> <p>第19 都道府県知事は、第18第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の<u>補助金</u>に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第17第1項に準じて提出するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第20～第25 (略)</p>
---	---

<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第26 都道府県知事は、<u>第5第2項から第4項までの規定による事業実施計画</u>、第7第1項の規定による交付の申請、第10の規定による申請の取下げ、第12第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第14の規定による概算払請求、<u>第15の規定による事業遅延の届出</u>、第16の規定による状況報告、第17第1項による実績報告及び第17条第2項による年度終了実績報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、原則として電磁的方法により作成し、提出することとする(天災、事故等やむを得ない事情がある場合を<u>除く。</u>)。なお、交付申請等については、共通申請システム(以下「システム」という。)を使用する方法により行うことができる。システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(間接交付金交付の際付すべき条件)</p> <p>第27 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 都道府県知事は、第1項第3号により間接交付事業者から納付を受けた額の<u>国庫交付金</u>相当額を国に納付しなければならない。</p> <p>6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の<u>国庫交付金</u>相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。</p> <p>7 都道府県知事は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の<u>国庫交付金</u>相当額を国に返還しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第28 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>交付金</u>の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農産局長及び農村振興局長が別に定めることとする。</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第26 都道府県知事は、第7第1項の規定による交付の申請、第10の規定による申請の取下げ、第12第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第14の規定による概算払請求、第16の規定による状況報告、第17第1項による実績報告及び第17条第2項による年度終了実績報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、原則として電磁的方法により作成し、提出することとする(天災、事故等やむを得ない事情がある場合を<u>除く</u>)。なお、交付申請等については、共通申請システム(以下「システム」という。)を使用する方法により行うことができる。システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(間接交付金交付の際付すべき条件)</p> <p>第27 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 都道府県知事は、第1項第3号により間接交付事業者から納付を受けた額の<u>国庫補助金</u>相当額を国に納付しなければならない。</p> <p>6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の<u>国庫補助金</u>相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。</p> <p>7 都道府県知事は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の<u>国庫補助金</u>相当額を国に返還しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第28 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>推進交付金</u>の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農産局長及び農村振興局長が別に定めることとする。</p>
---	--

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

<p>別表 (略)</p> <p>(別紙1) ~ (別紙3) (略)</p> <p>(別紙4)</p> <p style="text-align: center;">推進組織推進事業を行うための要件等</p> <p>推進組織が推進組織推進事業を行うための要件は、以下のとおりとする。</p> <p>第1 規約等の要件 推進組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>交付金</u>に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、推進組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者並びに財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした推進組織の運営等に係る規約（以下「推進組織規約」という。）その他の規程が定められていること。</p> <p>3 都道府県知事が策定する多面交付金実施要綱第3の2の(1)に定める基本方針において、<u>交付金</u>の事業実施主体として位置付けられていること。</p> <p>第2 設置手続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1の議決により、推進組織の長となった者（以下「推進組織の長」という。）は、<u>交付金</u>に係る事業を実施しようとするときは、当該推進組織が事務所を置く都道府県知事に会員名簿、推進組織規約その他の規程及び事業計画書を添えて、第1及び多面交付金要綱別紙4の第2の要件を満たすことについて承認を申請しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 規約変更手続等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 都道府県知事は、推進組織が第1及び多面交付金要綱別紙4の第2の要件を欠いたと認められる場合又は<u>交付金</u>の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかつたと認められる場合は、第2の3の承認を取り消すことができるものとする。また、第2の3の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により推進組織の長に通知しなければならない。</p> <p>第4 証拠書類の保管等</p> <p>都道府県知事は、必要に応じて、<u>交付金</u>に係る推進組織の経理内容を調査し、当該助成の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めるものとする。</p> <p>第5 個人情報の適切な管理</p> <p>推進組織は、<u>交付金</u>に係る事業の実施に際して得た個人情報について、適切に取り扱う必要がある。</p> <p>第6 事務の委託</p> <p>推進組織は、<u>交付金</u>に係る事務の一部を推進組織規約その他の規程に定めるところにより、当該推進組織以外の者に委託することができる。</p> <p>第7 (略)</p>	<p>別表 (略)</p> <p>(別紙1) ~ (別紙3) (略)</p> <p>(別紙4)</p> <p style="text-align: center;">推進組織推進事業を行うための要件等</p> <p>推進組織が推進組織推進事業を行うための要件は、以下のとおりとする。</p> <p>第1 規約等の要件 推進組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>推進交付金</u>に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、推進組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者並びに財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした推進組織の運営等に係る規約（以下「推進組織規約」という。）その他の規程が定められていること。</p> <p>3 都道府県知事が策定する多面交付金実施要綱第3の2の(1)に定める基本方針において、<u>推進交付金</u>の事業実施主体として位置付けられていること。</p> <p>第2 設置手続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1の議決により、推進組織の長となった者（以下「推進組織の長」という。）は、<u>推進交付金</u>に係る事業を実施しようとするときは、当該推進組織が事務所を置く都道府県知事に会員名簿、推進組織規約その他の規程及び事業計画書を添えて、第1及び多面交付金要綱別紙4の第2の要件を満たすことについて承認を申請しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 規約変更手続等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 都道府県知事は、推進組織が第1及び多面交付金要綱別紙4の第2の要件を欠いたと認められる場合又は<u>推進交付金</u>の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかつたと認められる場合は、第2の3の承認を取り消すことができるものとする。また、第2の3の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により推進組織の長に通知しなければならない。</p> <p>第4 証拠書類の保管等</p> <p>都道府県知事は、必要に応じて、<u>推進交付金</u>に係る推進組織の経理内容を調査し、当該助成の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めるものとする。</p> <p>第5 個人情報の適切な管理</p> <p>推進組織は、<u>推進交付金</u>に係る事業の実施に際して得た個人情報について、適切に取り扱う必要がある。</p> <p>第6 事務の委託</p> <p>推進組織は、<u>推進交付金</u>に係る事務の一部を推進組織規約その他の規程に定めるところにより、当該推進組織以外の者に委託することができる。</p> <p>第7 (略)</p>
---	---

別記様式第1号(第7関係)		文書番号	
		申請日	
〇〇年度 日本型直接支払推進交付金交付申請書			
1. 申請者			
2. 申請先			
〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第7の規定に基づき、下記の通り金〇〇〇円の交付を申請する。			
3. 交付金交付申請額			
(1)多面的機能支払交付金に係る推進事業	金		円
(2)中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	金		円
(3)環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金		円
4. 事業の目的及び内容			
添付書類のとおり			
5. 添付書類			
書類名	提出方法	URL	
要綱第5第2項に定める日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書			
日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書の内容に変更があるときは、変更後の日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書			

別記様式第1号(第7関係)		文書番号(記載任意)	
		申請日	
〇〇年度 日本型直接支払推進交付金交付申請書			
1. 申請者			
2. 申請先			
〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第7の規定に基づき、下記の通り金〇〇〇円の交付を申請する。			
3. 交付金交付申請額			
(1)多面的機能支払交付金に係る推進事業	金		円
(2)中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	金		円
(3)環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金		円
4. 事業の目的及び内容			
添付書類のとおり			
5. 添付書類			
書類名	提出方法	URL	
要綱第5第2項に定める日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書			
日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書の内容に変更があるときは、変更後の日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書			

別記様式第2号(第12関係)		文書番号	
		申請日	
〇〇年度 日本型直接支払推進交付金変更等承認申請書			
1. 申請者			
2. 申請先			
〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり【変更/中止/廃止】し〔、金〇〇〇円の追加交付(減額承認)を受け〕たいので、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第12の規定に基づき申請する。			
3. 交付金交付申請額			
(1)多面的機能支払交付金に係る推進事業	金		円
(2)中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	金		円
(3)環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金		円
4. 事業の目的及び内容			
添付書類のとおり			
5. 添付書類			
書類名	提出方法	URL	
要綱第5第2項に定める日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書 ※			
※ 日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号生産局長・農村振興局長連名通知)において定められている様式第1号を添付することとし、「都道府県推進事業実施計画書」を「都道府県推進事業実施計画書(変更)」、「事業の目的」を「変更(中止又は廃止)の理由」と読み替え、変更(中止又は廃止)の理由を記載すること。			

別記様式第2号(第12関係)		文書番号(記載任意)	
		申請日	
〇〇年度 日本型直接支払推進交付金変更等承認申請書			
1. 申請者			
2. 申請先			
〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり【変更/中止/廃止】し〔、金〇〇〇円の追加交付(減額承認)を受け〕たいので、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第12の規定に基づき申請する。			
3. 交付金交付申請額			
(1)多面的機能支払交付金に係る推進事業	金		円
(2)中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	金		円
(3)環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金		円
4. 事業の目的及び内容			
添付書類のとおり			
5. 添付書類			
書類名	提出方法	URL	
要綱第5第2項に定める日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書			
(新設)			

別記様式第3号(第14関係)						
文書番号						
申請日						
〇〇年度 日本型直接支払推進交付金概算払請求書						
申請者						
申請先※						
<p>〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第14の規定により、概算払の請求をしたので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。 ※[また、併せて、〇〇年〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。]</p>						
1. 請求金額						
(1)多面的機能支払交付金に係る推進事業	金	円				
(2)中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	金	円				
(3)環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金	円				
計	金	円				
2. 請求金額の内訳						
区分	交付決定額 ①(円)	既受領額 ②(円)	今回請求額③		残高 ①-(②+③)	備考
			金額(円)	〇月〇日まで 予定出来高 (%)		
1 多面的機能支払交付金に係る推進事業 (1)都道府県推進事業 (2)市町村推進事業 (3)推進組織推進事業						
2 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業 (1)都道府県推進事業 (2)市町村推進事業 (3)推進組織推進事業						
3 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業 (1)都道府県推進事業 (2)市町村推進事業 (3)推進組織推進事業						
3. 事業遂行状況						
区分	総事業費 (円)	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費 (円)	出来高比率 (%)	事業費 (円)	事業完了 予定年月日	
1 多面的機能支払交付金に係る推進事業 (1)都道府県推進事業 (2)市町村推進事業 (3)推進組織推進事業						
2 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業 (1)都道府県推進事業 (2)市町村推進事業 (3)推進組織推進事業						
3 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業 (1)都道府県推進事業 (2)市町村推進事業 (3)推進組織推進事業						
4. 事業の完了予定						
※ 概算払請求と併せて遂行状況を報告する場合は、申請先に官署支出官に加えて地方農政局長等を記載すること。 また、概算払請求と併せて遂行状況を報告する場合は、〔〕内を記載すること。						

別記様式第3号(第14関係)						
文書番号(記載任意)						
申請日						
〇〇年度 日本型直接支払推進交付金概算払請求書						
遂行状況報告先						
官署支出官						
申請者						
<p>〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第14の規定により、概算払の請求をしたので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。 [また、併せて、〇〇年〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。]</p>						
1. 請求金額						
(1)多面的機能支払交付金に係る推進事業	金	円				
(2)中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	金	円				
(3)環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金	円				
計	金	円				
2. 請求金額の内訳						
区分	交付決定額 ①(円)	既受領額 ②(円)	今回請求額③		残高 ①-(②+③)	備考
			金額(円)	〇月〇日まで 予定出来高 (%)		
1 多面的機能推進交付金に係る推進事業 (1)都道府県推進事業 (2)市町村推進事業 (3)推進組織推進事業						
2 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業 (1)都道府県推進事業 (2)市町村推進事業 (3)推進組織推進事業						
3 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業 (1)都道府県推進事業 (2)市町村推進事業 (3)推進組織推進事業						
3. 事業遂行状況						
区分	総事業費 (円)	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費 (円)	出来高比率 (%)	事業費 (円)	事業完了 予定年月日	
1 多面的機能推進交付金に係る推進事業 (1)都道府県推進事業 (2)市町村推進事業 (3)推進組織推進事業						
2 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業 (1)都道府県推進事業 (2)市町村推進事業 (3)推進組織推進事業						
3 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業 (1)都道府県推進事業 (2)市町村推進事業 (3)推進組織推進事業						
4. 事業の完了予定						
(新設)						

別記様式第4号(第15関係)						
		文書番号				
		申請日				
〇〇年度 日本型直接支払推進交付金遅延届出書						
1. 申請者						
2. 申請先						
<p>〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により【予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった】ため、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第15の規定に基づき届け出る。</p>						
3. 交付事業が【予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった】理由						
4. 交付事業の遂行状況						
区分	総事業費 (円)	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費 (円)	出来高比率 (%)	事業費 (円)	事業完了 予定年月日	

別記様式第4号(第15関係)						
		文書番号(記載任意)				
		申請日				
〇〇年度 日本型直接支払推進交付金遅延届出書						
1. 申請者						
2. 申請先						
<p>〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により【予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった】ため、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第15の規定に基づき届け出る。</p>						
3. 交付事業が【予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった】理由						
4. 交付事業の遂行状況						
区分	総事業費 (円)	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費 (円)	出来高比率 (%)	事業費 (円)	事業完了 予定年月日	

別記様式第5号(第16関係)

	文書番号	
	申請日	

〇〇年度 日本型直接支払推進交付金事業遂行状況報告書

1. 申請者

2. 申請先

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第16の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

3. 事業遂行状況

区分	総事業費 (円)	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費 (円)	出来高比率 (%)	事業費 (円)	事業完了 予定年月日	
1 多面的機能支払交付金に係る 推進事業 (1) 都道府県推進事業 (2) 市町村推進事業 (3) 推進組織推進事業						
2 中山間地域等直接支払交付金 に係る推進事業 (1) 都道府県推進事業 (2) 市町村推進事業 (3) 推進組織推進事業						
3 環境保全型農業直接支払交付 金に係る推進事業 (1) 都道府県推進事業 (2) 市町村推進事業 (3) 推進組織推進事業						

別記様式第5号(第16関係)

	文書番号(記載任意)	
	申請日	

〇〇年度 日本型直接支払推進交付金事業遂行状況報告書

1. 申請者

2. 申請先

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第16の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

3. 事業遂行状況

区分	総事業費 (円)	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費 (円)	出来高比率 (%)	事業費 (円)	事業完了 予定年月日	
1 多面的機能推進交付金に係る 推進事業 (1) 都道府県推進事業 (2) 市町村推進事業 (3) 推進組織推進事業						
2 中山間地域等直接支払交付金 に係る推進事業 (1) 都道府県推進事業 (2) 市町村推進事業 (3) 推進組織推進事業						
3 環境保全型農業直接支払交付 金に係る推進事業 (1) 都道府県推進事業 (2) 市町村推進事業 (3) 推進組織推進事業						

別記様式第6号(第17第1項関係)		文書番号	
		申請日	
〇〇年度 日本型直接支払推進交付金実績報告書			
1. 申請者			
2. 申請先			
<p>〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い下記のとおり事業を実施したので、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第17条第1項の規定により、その実績を報告する。 [また、併せて精算額として日本型直接支払推進交付金〇〇〇円の交付を請求する。]</p>			
3. 交付金実績額			
(1)多面的機能支払交付金に係る推進事業	金	円	
(2)中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	金	円	
(3)環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金	円	
4. 添付書類			
書類名	提出方法	URL	
要綱第5第2項に定める日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書			
帳簿等の写し又は交付金調書の写し			

別記様式第6号(第17第1項関係)		文書番号(記載任意)	
		申請日	
〇〇年度 日本型直接支払推進交付金実績報告書			
1. 申請者			
2. 申請先			
<p>令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い下記のとおり事業を実施したので、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第17条第1項の規定により、その実績を報告する。 [また、併せて精算額として日本型直接支払推進交付金〇〇〇円の交付を請求する。]</p>			
3. 交付金実績額			
(1)多面的機能支払交付金に係る推進事業	金	円	
(2)中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業	金	円	
(3)環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業	金	円	
4. 添付書類			
書類名	提出方法	URL	
要綱第5第2項に定める日本型直接支払推進交付金都道府県推進事業実施計画書			
帳簿等の写し又は交付金調書の写し			

別記様式第7号(第17第2項関係)		文書番号					
		申請日					
〇〇年度 日本型直接支払推進交付金年度終了実績報告書							
1. 申請者							
2. 申請先							
<p>〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第17第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。</p>							
3. 交付事業の実施状況							
区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	交付事業に要する経費(A)(円)	国庫交付金(円)	(A)のうち年度内支出済額(円)	概算払受入済額(円)	(A)のうち未支出額(円)	翌年度繰越額(円)	
翌年度繰越分							
〇〇〇〇							
〇〇〇〇							
年度内完了分							
〇〇〇〇							
合計							

別記様式第7号(第17第2項関係)		文書番号(記載任意)					
		申請日					
〇〇年度 日本型直接支払推進交付金年度終了実績報告書							
1. 申請者							
2. 申請先							
<p>〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第17第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。</p>							
3. 交付事業の実施状況							
区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	交付事業に要する経費(A)(円)	国庫交付金(円)	(A)のうち年度内支出済額(円)	概算払受入済額(円)	(A)のうち未支出額(円)	翌年度繰越額(円)	
翌年度繰越分							
〇〇〇〇							
〇〇〇〇							
年度内完了分							
〇〇〇〇							
合計							

別記様式第8号(第17第4項関係)		文書番号	
		申請日	
〇〇年度 日本型直接支払推進交付金消費税仕入控除税額報告書			
1. 申請者			
2. 申請先			
<p>〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった日本型直接支払推進交付金について、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第17第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p>			
1. 報告			
1 適正化法第15条の交付金の額の確定額(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)		円	
2 交付金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額		円	
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額		円	
4 交付金返還相当額(3-2)		円	
5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が【明らかにならない/ない】場合、その理由を記載			
2. 添付書類			
書類名	提出方法	URL	

別記様式第9号～別記様式第11号 (略)

別記様式第8号(第17第4項関係)		文書番号(記載任意)	
		申請日	
〇〇年度 日本型直接支払推進交付金消費税仕入控除税額報告書			
1. 申請者			
2. 申請先			
<p>〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった日本型直接支払推進交付金について、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)第17第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p>			
1. 報告			
1 適正化法第15条の交付金の額の確定額(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)		円	
2 交付金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額		円	
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額		円	
4 交付金返還相当額(3-2)		円	
5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が【明らかにならない/ない】場合、その理由を記載			
2. 添付書類			
書類名	提出方法	URL	

別記様式第9号～別記様式第11号 (略)